平成２４年（再イ）第１０９号
福岡市東区八田１丁目５番16―201号
再生債務者　波田　淳希
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月27日まで
平成24年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第９２号
福岡県糟屋郡新宮町大字湊46番地10
再生債務者　藤原　一孝
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月28日まで
平成24年８月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３８号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美298番地43
再生債務者　内藤　直毅
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月29日まで
平成24年８月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第９４号
福岡市南区野多目４丁目６番20―201号
再生債務者　安藤　宏幸
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月29日まで
平成24年８月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４３３号
福岡市城南区田島１丁目４番８―510号
再生債務者　立山　正幸
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月31日まで
平成24年８月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第４１号
福岡市西区大字周船寺159番地３
再生債務者　濱田　金吾
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月31日まで
平成24年８月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１５号
兵庫県尼崎市食満２丁目12番27号
再生債務者　西森　克治
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月４日まで
平成24年８月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第７号
熊本市北区龍田町弓削538番地11
再生債務者　武田可寿彦
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月７日まで
平成24年８月10日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第７号
神戸市西区玉津町出合474番地の２池内マンションⅢ201、事業所所在地神戸市西区王塚台５丁目24ウエストビラ西本101
再生債務者　ヘアービューティーイズこと　森田　恵子
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月13日まで
平成24年８月13日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第２１５号
大阪市東成区深江南１丁目１番21―401号
再生債務者　里見理津子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月７日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第４１号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目78番地の１
再生債務者　森　　澄子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年８月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１５号
神戸市中央区中山手通１丁目27―３―504号
再生債務者　稲田　　綾
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月13日から平成24年９月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第７号
千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目24番13号
再生債務者　山下　慎一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月14日から平成24年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
北九州市門司区中二十町９番１号
再生債務者　長尾　孝弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月31日まで
平成24年８月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再ロ）第３号
愛媛県西条市朔日市555番地６
再生債務者　首藤　　敬
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月３日まで
平成24年８月13日　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（再ロ）第１２号
兵庫県姫路市香寺町中仁野91番地13
再生債務者　吉住　達也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月７日まで
平成24年８月10日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第８号
沖縄県うるま市与那城饒辺727番地33　与勝団地Ａ棟306号室
再生債務者　髙宮　久枝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月10日まで
平成24年８月13日　那覇地方裁判所沖縄支部